

平成27年箕輪町監査委員告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定により実施し、同条第9項の規定により提出した平成25年度以前の定期監査結果報告に対し、講じた措置について同条第12項の規程により、別紙のとおりこれを公表する。

平成27年4月13日

箕輪町監査委員

松本豊實

箕輪町監査委員

向山章

**施設監査**

監査順 ( ) 書き：前回監査年度

- 1 雨水等により武道館外壁の塗料の一部が剥がれている箇所がありました。また、外周の構造物(階段等)についても老朽化のため破損が何箇所も見られました。危険箇所を中心に継続的に修繕をしてください。 町民体育館・武道館 (25)
  - ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
予算の範囲内で対応できる部分は修理しました。階段については平成 26 年度の工事で直しました。
  
- 2 グランドの周りの看板について、すでに無い会社や商店のものが残っています。また、老朽化も進んでおり改修の必要があります。新しいものにするのが望ましいと考えますが、多額の費用がかかるため、当面現在ある看板の会社等に確認のうえ塗装するなどの対応が必要です。 沢運動場 (25)
  - ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況対応  
グラウンドの看板等の補修は継続的にしています。
  
- 3 前回指摘のグラウンドの排水箇所については、児童が頻繁に通るためたいへん危険です。最低限の安全対策をとるとともに、計画的に改修をしてください。 中部小学校 (25)
  - ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
鉄板を置き、安全策をとり、子どもたちにはそこを通らないよう指導しています。
  
- 4 建物の裏など比較的目のつきやすい場所へ燃えやすい物を置いてある学校が見られました。一時的な仮置きの場合もありますが防火の面からも十分注意してください。 学校全般 (25)
  - ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
大雨や台風接近を含めて学校周辺の点検確認等実施しています。
  
- 5 庁舎の外回りで公用車の車庫や倉庫、またその間にある比較的目に付かない空間などで整理整頓や清掃ができていない場所が多数見られましたので、日頃から整理整頓に心がけてください。 役場庁舎 (25)
  - ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
車庫等については、所管する課に整理整頓を呼びかけています。全体的な管理については、日頃から整理整頓に心がけてまいります。
  
- 6 スタンウェイピアノはかなり高額備品です。現在も一般に開放するイベントを開催するなど工夫をしていますが、さらに有効に活用されるよう今後も研究をしてください。 文化センター (25)
  - ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
自主事業、一般の使用等舞台上で使用する場合は、活用しています。貸し出しについては、移動ただけで調律が必要となり、調律も大変高額であるため、現在の状態での活用をします。

- 7 前回指摘をした南校舎の暑さ対策について、2階の図書館も重要な場所ですので、引き続き対策が講じられるよう努めてください。東小学校（24・25）
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
南校舎2階の図書室及び4年生教室に天井扇を設置しました。
- 8 水防倉庫に置いてある資器材については、町の水防計画に基づき設置されています。今回監査を実施した倉庫には蛇籠、太い木杭などが置かれていますが、水防団（消防団）や担当の役場職員などで設置できる物ではないと思われます。現状にあった資器材を置くよう水防計画の見直しを含め検討してください。水防倉庫（25）
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況です。  
水防資材について、実用的でないものについてはH26年度において、業者により引取り、処分を行いました。水防計画の見直しにあわせ、今後の備蓄資材を検討します。
- 9 施設の維持管理費が増大するなか、前段で申したとおり利用者に危険のないよう計画的に修繕計画を立ててください。また、今後公共施設については、できる限り維持管理に手がかからない設計を心がけてください。施設全体（25）
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
公共施設等総合管理計画を平成27年度中頃を目途に策定予定です。
- 10 2階ボイラー室に紙類が雑然と置いてありました。安全性の確認を含め整備をしてください。文化センター（25）
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
安全管理上問題があるため撤去しました。今後、整理整頓を心がけます。
- 11 玄関外の外灯カバーが1箇所無いものがありました。割れると危険なため修繕してください。町民体育館（25）
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
修繕済み。
- 12 管理棟の入口のガラスが割れていたため修繕をしてください。上古田運動場（25）
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
修繕済み。
- 13 北側駐車場の舗装面にクラックが入っています。冬季間凍結し舗装面全体が壊れないよう早いうちの補修が必要と考えます。東部診療所（25）
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
クラックが入った部分については簡易な補修を行いました。
- 14 現在使用していない薬品等を保管する冷蔵庫については、廃棄等も含め今後の使用について検討してください。東部診療所（25）
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
廃棄処分済み。

- 15 体育館南西にある窓ガラスが割れているので修繕してください。 西小学校 (25)
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
修繕済み。
- 16 古くてすでに使えない資器材（わら縄等）がそのまま置いてありました。必要であれば使えるものと交換してください。また、定期的にチェックを実施してください。  
南小河内第1・第2水防倉庫 (25)
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
耐久性のない水防資材については、処分更新を行いました。
- 17 監査の際2階階段前（玄関ホール上）の防火シャッターについて、どういった場合に作動するのかの把握がされていませんでした。防災拠点である庁舎なので、定期点検をしているのか確認するとともに、非常の場合の作動についても担当課で常に把握するよう心がけてください。  
役場庁舎 (25)
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
確認済み。
- 18 雨水のガニ排水のうち、南中央にあるものが基礎部分の地盤沈下の原因となっていると考えられます。建物内の戸や壁のゆがみなど影響が出ているので、早急に調査修繕をしてください。なお、その部分の外壁の一部が破損しているのを併せて修繕してください。 西部診療所・西部ふれあいサロン (23)
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
修繕済み。
- 19 長岡及びおごち保育園の跡地利用についてはすでに検討しているようであるが、借地での駐車場については、地権者の都合等もあるので早いうちに協議をし決定してください。
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
長岡保育園の建物の後利用について、博物館で収蔵品の保管、地元芸術家等の展示スペースとしてすでに使用しているので、引き続き来館者駐車場として借りていきます。おごち保育園は当面利用予定がないため、駐車場として借りている土地は、賃貸借契約を打ち切りました。
- 20 園舎西側スペースへの通路入口にある進入防止ネットが役に立たない形となっています。このままの状態ではよくないので、必要であれば修繕してください。 木下北保育園 (24)
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
修繕済み。
- 21 南東にある町道からの出入口について、2年前（H22）に指摘したとおり、かなりの段差があり危険です。構造的改修が必要となりますので、改善に努めてください。 三日町保育園 (24)
- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
アスファルト等により補修済み。

22 敷地北西の角にあるフェンスが自動車の衝突で破損しています。また、複数箇所穴が開いているので計画的に修繕をしてください。 三日町保育園 (24)

- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
修繕済み。

23 前店長交代時から店内の雰囲気も変わり明るくなったが、地元農産物が少なくなる冬期間の経営について、産業振興課も含め検討していくこと。 農産物直売所にこりこ(産地形成促進施設) (21)

- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
冬期間の農業生産は、暖房費等のコストの面から大規模に行うことが困難な土地柄であるが、一部農家では生産を行える体制もあり、調整を図り地元農産物を確保していきたい。

24 平成 21 年度定期監査で「留美庵」として実施、観光拠点となっているので早期の問題解決をすること。 にこりこキッチンたべりこ (農産物加工施設) (21)

- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
次のとおり実施済み。なお、JA 倉庫に保管を依頼していた「赤そば」の実をそば貯蔵庫にて保管を開始しました。

H25. 4. 26 議会臨時会で和解について議決  
H25. 5. 31 和解成立  
H25. 6. 20 引渡し完了 平成 25 年度工事にて周辺整備を実施  
H26. 7. 4 店舗改修工事等終了 みのわ振興公社指定管理契約  
H26. 7. 20 にこりこキッチンたべりこオープン

25 長岡町営住宅 F 棟の庭へ降りる木製階段の多くが破損しています。危険なので早急に対応してください。 長岡町営住宅 (23)

- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
修繕済み。

26 西部南排水処理施設南東角の外壁の木製部分が破損しているので修繕をしてください。また、木製の外壁については、今後も壊れていくと考えられますので、これ以上壊れないため将来的に維持がしやすい検討をしてください。 西部南排水処理施設 (23)

- ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況  
外壁の修繕箇所は修繕実施済み。また、外壁全体の維持管理については、現在農業集落排水処理施設の機能診断を実施していますので、その結果により対応を考えていきたい。

## 課の監査（監査順）

### 1 建設水道課（水道課）（上水道施設について）

水道水源や配水池の建物の中で、現在使用していないものがありました。水源としての水質がよくなかったり、配水系統が変わったり使われていないようです。町としては大切な水道施設なので、放置することのないよう今後も適切な管理をしてください。 上水道施設（25）

#### ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

休止施設については、年2回の巡視点検を引き続き行います。予備水源は水質、流量監視を引き続き行い、非常時には使用できるよう管理します。将来的に再利用や跡地利用しない施設は、廃止等の検討をします。

### 2 企画振興課（契約事務について）

契約事務については、特に公平性、透明性を保つため財務規則等に基づいた事務処理をお願いしているところです。研修会を何度か実施するなど改善されていますが、例月出納検査で伝票を検査した際、何件か不適切な処理を目にします。特別の理由がない場合数社から見積もりをとるなど不公平とならないよう注意してください。

土地賃貸借契約などの契約については、自動的に契約更新がされる契約であっても、継続の際必ず確認をしてください。なお、新しい契約については、期限を限定し契約することが適切と考えます。

#### ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

予算執行方針説明会、新入職員研修会などで財務研修を実施。企画振興課長協議時に適正な契約期間の設定、基本的に自動更新をしないなど依頼をしています。なお、既契約案件については見直しが困難な場合もあります。

### 3 企画振興課（補助金、交付金について）

補助金、交付金について、国際交流協会など交付する時期が遅い事例が見られました。年間を通しての活動や事業に対する補助金、交付金については、年度始めに支払うのが適当であり、また、繰越金が多い事業については、必要性を含め単に既得権とならないよう定期的に見直してください。

#### ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

予算執行方針説明会、新入職員研修会などで財務研修を実施

### 4 企画振興課（通帳管理について）

これまで監査の折何度か指摘していますが、通帳及びハンコは同じ場所へ保管せず、また、別々の担当者が管理するようにしてください。なお、施錠ができる場所へ保管するよう心がけてください。

#### ◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

平成26年3月に副町長通知により各課周知済み。予算執行方針説明会、新入職員研修会などでも実施。

5 危機管理・セーフコミュニティ推進課（通帳管理について）

消防団の通帳については、署長及び団長がチェックをしているようですが、時期が決まっていないようです。時期を決めてチェックをし、さらに、1年に一度は証拠書類との照合するなどの監査体制を整えてください。

◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

内部チェックを課長とセーフコミュニティ推進係長が実施、監査を年度末に消防団長と課長を監事として実施します。

6 危機管理・セーフコミュニティ推進課

平成25年4月から新たに危機管理・セーフコミュニティ推進室が設置されました。それに伴い財産等の所管換えがありました。一部未処理がありました。26年4月からは消防室もセーフコミュニティ推進室へ事務が移管されることから、所管換え処理を確実に行ってください。

◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

消防室からの移管済み。

7 教育課（通帳の管理について）

箕輪進修高校振興協会の通帳及びハンコについては、鍵のかかるキャビネット等に保管してください。

◆ 前回監査後の講じた措置及び状況

対応済み。